平成２４年（フ）第３６５７号
大阪市城東区新喜多東２丁目４番40―602号
樋口範明方
債務者　坂本あゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９９号
大阪府高槻市寿町３丁目31番５号
債務者　山本　久好
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６８号
大阪府高槻市庄所町８番18号
債務者　小矢田祐美子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８５号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目８番３号サンハイツ山本201号
債務者　谷本ミサ子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７８９号
大阪市城東区蒲生１丁目５番13号　ＴＲメゾン京橋203号
債務者　池田　誠二
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８００号
大阪市都島区都島本通２丁目８番19号
債務者　丸本　絹代
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１５号
大阪市東淀川区瑞光１丁目９番15―706号
債務者　小森　美和
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２１号
大阪府豊中市岡町北２丁目７番５号
債務者　長澤　道代
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２４号
大阪府豊中市岡町南２丁目15番35―202号
債務者　永井　　学
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２５号
大阪府豊中市岡町南２丁目15番35―202号
債務者　中東　那津（旧姓古本）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８３３号
大阪市生野区桃谷３丁目10番11号　御幸森マンション301
債務者　小堀こと　韓　　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４０号
大阪府高槻市若松町８番28号
債務者　山本　正治
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
堺市南区庭代台２丁１番20―109号
債務者　辻　　義和
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
堺市西区草部194番地１　アメニティ草部208号
債務者　倉園　　充
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
堺市西区草部194番地１　アメニティ草部208号
債務者　倉園眞知子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８１号
堺市西区草部194番地１　アメニティ草部208号
債務者　倉園　　力
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１６号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―1004号、前住所堺市美原区菩提78番地６
債務者　高貴　知裕
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係